

施策 28

ごみの減量と適正処理

目的

対象 市民, 事業者

意図 資源循環型社会の形成に向け, 3Rを推進する

施策の方向

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R(リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化)の取組を推進します。また, ごみの安定処理と適正処理に努め, 資源循環型社会を目指します。

施策のポイント

- ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に向けた市民・事業者による3Rの取組の推進
- 新クリーンセンターの稼働によるごみの長期的な安定処理

基本的取組の体系

施策 28 ごみの減量と適正処理

基本計画事業

28-1 3R推進によるごみの減量

ごみの減量と資源化

p.212

28-2 ごみの安定・適正処理

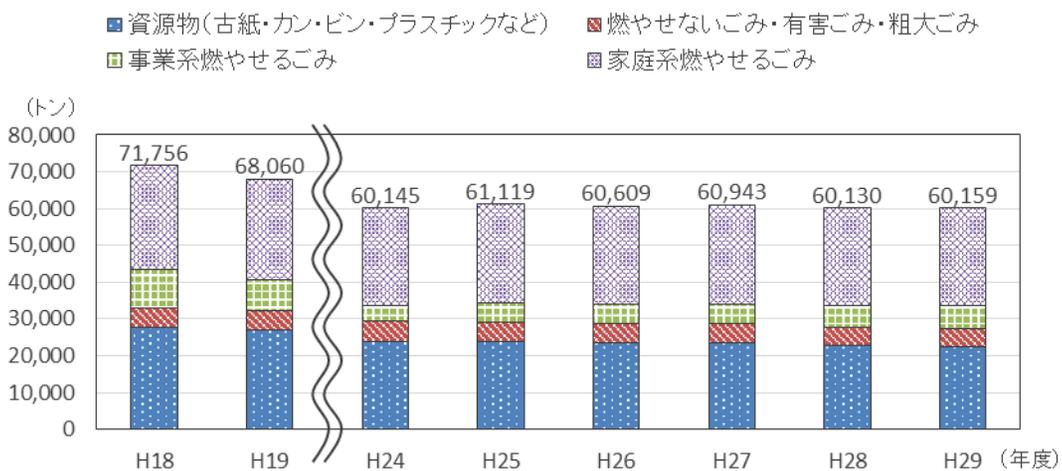
ごみの適正排出・適正処理の推進

p.213

現状と課題

- 調布市は, 市民・事業者のごみ減量・資源化への高い関心と協力を支えられ, 全国の同規模自治体の中で, リサイクル率は全国トップクラスの水準にあります。
- 資源循環型社会の実現に向け, 最終処分場(日の出町)や, クリーンプラザふじみ周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量, 資源化を推進する必要があります。

ごみ量の推移



出典: 環境部ごみ対策課資料

- 「ごみアプリ」やクリーンプラザふじみの環境学習機能を活用するなど、ごみ減量、分別の意識啓発を強化するとともに、東京都と連携し、使用済小型家電製品回収による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に取り組むなど、3Rの取組をより一層推進する必要があります。
- 再資源化を目的に排出された古紙などの資源物の違法な持去りの取り締まりや不法投棄対策を講じることにより、より一層のごみの適正処理に努める必要があります。
- 調布市では、平成30（2018）年度に調布市一般廃棄物処理基本計画を改訂し、令和4（2022）年度までに市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量360g/人日、家庭系ごみ資源化率41%、総資源化率43%を目標に掲げ、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいます。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業の開始により、調布市では平成19年度以降最終処分（埋立）量ゼロを維持しています。
- クリーンセンター機能の再編・移転により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図っていく必要があります。
- 平成30（2018）年6月、住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行により、国内外から多くの来訪者が見込まれることから、住宅宿泊事業の運用状況を注視しながら、ごみの適正処理について、東京都と連携しながら適切な対応を図る必要があります。

基本的取組の内容

28-1 3R推進によるごみの減量

◆ごみ減量・分別の意識啓発の推進

市民や事業者に3Rの取組を実践していただき、確実なごみの減量を推進するため、市報、ホームページ、広報誌「ザ・リサイクル」、「ごみアプリ」など、様々な機会や媒体を活用して、分別方法や効果的な減量方法を紹介します。また、ふじみ衛生組合と連携し、クリーンプラザふじみの学習機能を活用した意識啓発にも取り組めます。



ごみアプリ画面イメージ

◆ごみの資源化の推進

分別排出の徹底を図るとともに、剪定枝をチップ化し、たい肥などに再利用する剪定枝資源化支援事業や、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から有用金属を取り出す取組などにより、ごみの資源化を推進します。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

家庭系ごみの更なる減量に向け、家庭系ごみの中でも多くを占める生ごみの減量を推進するため、水切りネット活用の普及啓発に努めるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、廃家電製品回収による「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」など、自主的な3Rの取組を支援します。また、事業系ごみの一層の排出抑制を促すため、事業者による自主的な資源回収事業や拠点回収事業などの取組に対する支援策を検討、実施していきます。

◆ごみ処理計画の推進

調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・適正排出の取組を推進します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	374.2g (平成29(2017)年度)	360.0g (令和4(2022)年度)

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業

No.	91				
事業名	ごみの減量と資源化	区分	継続	担当課	ごみ対策課
事業の概要	ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化の取組を支援することなどにより、3Rの推進を図ります。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	○広報・啓発	○継続	○継続	○継続	
	○生ごみの減量対策	○継続	○継続	○継続	
	○市民・事業者による自主的なごみ減量・資源循環の取組支援, 助成	○継続	○継続	○継続	
	○資源化の推進	○継続	○継続 ○次期一般廃棄物処理基本計画策定に向けた検討	○継続 ○次期一般廃棄物処理基本計画策定	
事業費 (百万円)	82	85	100	90	

28-2 ごみの安定・適正処理

◆排出指導の充実

更なるごみの適正排出を図るため、分かりやすい表示・広報や指導員の資質向上に努め、分別排出指導の充実に取り組みます。

◆不法投棄対策の充実

広報・啓発活動を通じて市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携によるパトロールの強化を図り、不法投棄の未然防止、早期発見とともに、排出者に対する適正処理を促します。

◆資源物持ち去り対策の実施

缶、びん、古紙、古布などの資源物の持ち去りを防止するため、引き続き、市民、事業者、関係団体等の協力を得ながらパトロールを実施します。

◆適正かつ安定的な処理の確保

クリーンセンターの機能再編に伴い、ごみの長期的な安定処理を推進します。また、迅速なごみの収集、適正処理に努めるとともに、可燃ごみの焼却残さについては、エコセメント化による再利用を図り、最終処分量ゼロを維持します。

◆リサイクルセンター機能の再編に向けた検討・協議

老朽化が進むふじみリサイクルセンターの機能再編に向け、三鷹市、ふじみ衛生組合と協議・検討を進めます。



調布市クリーンセンター

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
最終処分（埋立）量	ゼロ （平成29（2017）年度）	ゼロ （令和4（2022）年度）

基本計画事業

No.	92		区分	継続	担当課	ごみ対策課
事業名	ごみの適正排出・適正処理の推進					
事業の概要	ごみの分別、不法投棄、資源物の持ち去り行為などについて適正排出を促し、適正処理を図ります。					
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度		
	○分別排出指導	○継続	○継続	○継続		
	○ごみの適正選別	○継続	○継続	○継続		
	○不法投棄対策	○継続	○継続	○継続		
	○資源物持ち去り禁止対策	○継続	○継続	○継続		
○ごみの適正処分	○継続	○継続	○継続			
事業費 (百万円)	879	865	879	930		

参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

- 市民は、一人一人が自覚と責任を持ち、また、相互に協力しながら、ごみの排出抑制、再利用、資源化に向けた分別に取り組むとともに、積極的に啓発活動に参加します。
- 事業者は、事業活動を通じて、ごみの排出抑制、再利用、資源化に取り組みます。
- 市民及び事業者は、再生品や再生資源の積極的な利用に取り組めます。

多様な主体との連携事例

○ 資源物地域集団回収事業

子ども会や自治会など、市内に所在する資源物の回収を行う市民団体（平成30（2018）年3月31日現在、274団体が登録）が、新聞・雑誌・ダンボールなどの紙類やカン、ピン、布類、牛乳パックを集めて、資源物を再利用処理施設へ運搬する業者に引き渡しています。

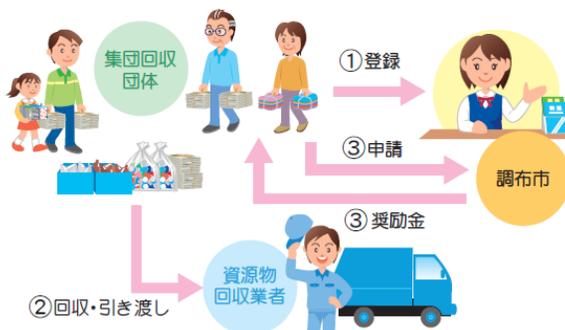
市から団体や業者へ奨励金を交付することにより、ごみの減量と自主的な資源循環の取組を推進しています。

【所管課】ごみ対策課

【協働のパートナー】各種市民団体

● 集団回収の流れ

- ①概ね20世帯以上が集まって、市に集団回収の団体登録をします。
- ②市に登録している資源物回収業者と回収の打ち合わせ後、集めた資源物を引き渡します。
- ③3か月ごとに市へ奨励金の交付申請をし、1kgあたり8円の奨励金を受け取ります。



<資源物地域集団回収事業の流れ>